保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書

保育施設の職員配置基準、特に４～５歳児は１９４８年の基準制定から７５年間、保育士１人につき３０人のまま見直しがされておらず、ＯＥＣＤ平均が１８人であることと比較しても低い水準となっている。

また、多くの自治体では独自の保育士配置基準を設けて人員を配置しているが、その財源は現場任せとなっている仕組みも問題である。

２０２１年度の政府調査によれば、保育士の平均月給は全産業平均よりも約５万円低く、責任と見合わない処遇から、離職や新規採用者が集まらず、人員不足が一層深刻化している。

保育の質の維持・向上に努めている保育士の離職防止と人材確保のため、適切な配置基準への改善と財源確保は必須である。

保育士の増員をはかるため、配置基準を少なくともＯＥＣＤ並みに改善すること、職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化及び雇用安定を促すための支援策を講じること、及び公定価格を引き上げ、保育職場で働くすべての職員の処遇改善をはかること、以上を当市議会は強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和５年１０月１０日

藤　沢　市　議　会

内　閣　総　理　大　臣
内閣府特命担当大臣（こども政策）　あて
財　務　大　臣